

倫理研修規則（規則第百五十一号）中一部改正

倫理研修規則（規則第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「次条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（研修実施方式）

第二条の二 本会の倫理研修は、次の各号のいずれか又は複数の方式の併用により実施するものとする。

- 一 会場研修方式（会員を弁護士会館等本会が指定した会場に集め、講義形式、ディスプレイ形式等で行う方式（DVD等の記録媒体を用いる方式を含む。）をいう。）
- 二 ICT研修方式（会員を会場に集めることなく、eラーニング、動画配信サービス等あらかじめ録音録画した講義を視聴するシステム、ウェブ会議システム等を利用して講義を中継するシステム等のICT（情報通信技術をいう。）を利用して行う方式をいう。以下同じ。）
- 三 レポート研修方式（会員に対し、課題等を課し、レポートの提出を求める方式をいう。以下同じ。）

第三条第一項中「前条第三項」を「第二条第三項」に改め、同条第二項中「留学等の」を「別に細則で定める」に、「登録年度研修」を「登録年度研修」に改め、同条第三項中「通信による」を削り、「講義の受講等適切な方法」を「レポート研修方式」に改める。

第四条第二項中「病気、高齢等の」を「別に細則で定める」に改める。

第七条第三項中「実施する日時及び場所」の下に「ICT研修方式の場合は、使用するシステム等。以下同じ。」を加える。

附 則

第二条第三項、第二条の二（新設）、第三条、第四条第二項及び第七条第三項の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。